

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市生涯学習センター総和の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第148号)に規定する古河市生涯学習センター総和、古河市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第149号)第2条に規定する古河市中央公民館、古河市中田公民館及び古河市つつみ公民館並びに古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第154号)に規定する古河市ユースセンター総和(以下これらを総称して「公民館等」という。)の施設内に設置する図書室(以下「公民館等図書室」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館等図書室の名称)

第2条 公民館等図書室の名称は、次のとおりとする。

- (1) 古河市生涯学習センター総和図書室
- (2) 古河市中央公民館図書室
- (3) 古河市中田公民館図書室
- (4) 古河市つつみ公民館図書室
- (5) 古河市ユースセンター総和図書室

(事業)

第3条 公民館等図書室は、市民の文化、教養等の向上に資するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書室資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 個人又は団体に対する図書室資料の貸出し
- (3) 図書館、公民館、学校その他の教育機関との連絡連携
- (4) その他必要と認める事業

(利用時間)

第4条 公民館等図書室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 公民館等の施設長(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。)は、特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(準用)

第5条 古河市立図書館管理運営規則(平成17年教育委員会規則第32号)第7条から第15条までの規定は、公民館等図書室について準用する。この場合において、同規則第8条(第3項を除く。)、第11条から第13条まで、第14条第1項及び第2項並びに第15条ただし書中「館長」とあるのは「公民館等の施設長」と読み替えるものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市公民館図書室管理運営規程(平成4年古河市教育委員会規程第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年教育委員会規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教育委員会規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教育委員会規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は、条例附則第1項本文に規定する日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成26年教育委員会規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年教育委員会規則第2号)抄

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教育委員会規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教育委員会規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

